

第三章 朝鮮特別志願兵及徴兵

第一節 朝鮮特別志願兵及徴兵の採用経緯

併合以來昭和初期に至る迄放任沈滞しありし朝鮮人問題は満洲事変を契機とし内鮮識者間に漸くにして眞剣に論議せらるるに至り次つて勃発せる支那事変は朝鮮人の北支進出意欲とも相俟つて茲に國軍の二翼担当の兵役義務先行に依る内鮮一体化の促進を基調とする國家熱湧然として抬頭し兵役附与を標榜する各種民間運動は鮮内は固より遠く東京を始め内地各地に迄波及し遂に議會に對する請願に迄發展するに至れり此の氣運に合し昭和十二年十二月朝鮮軍司令官小磯國昭大將は朝鮮人に對する志願兵制施行に關し陸軍大臣に具申する所ありたり

茲に於て同年末に制度に關する閣議の決定を見越えて今十三年二月勅令第五十九号に依つて朝鮮特別志願兵令ヲ公布を見るに至れり

同志願兵は同年四月其の第二回として歩兵二百名、輜重兵特務兵百名、高射砲兵百名

計四百名を採用し、鮮肉、無轄下部隊に分割入營せしめしむ其の兵員の素質は能く日本人の軍人に似て、強丁十分堪へ得ることを認められ爾后逐年其の採用兵種人員を増加せられ、十三年には六種は衛生兵を除く全兵種とし全採用人員四千五百名入營部隊は朝鮮部隊より滿洲、北支に逐次擴張せらるるに至りたり。又徵兵移行前、昭和十八年に至りては採用人員五千三百名、入營部隊は中外地全軍に拡大せられたり。本志願兵採用以來朝鮮人各層の國家意識頓に昂揚せられ一部兵役附与より進んで全面附与たる徵兵制施行に關する眞摯なる努力継続せられ、十七年五月八日政府は遂に閣議に於て朝鮮人に対する徵兵制施行を決定するに至れり。

第二節 朝鮮特別志願兵の採用及徵兵

朝鮮特別志願兵の採用は昭和十三年四月より軍參謀長北野憲造少將委員長となり軍及總督府關係委員を以て編成せる検査班を以て各道知事の推薦せる志願者について第一次詮衡検査を行ひ合格者を總督府管下の訓練所に收容し約